平成２４年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目33番27号
債務者　佐尾　秀則
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目25番24号樋脇ハイツ301号
債務者　岸本　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目41番19号
債務者　宮原　照昭
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
鹿児島県鹿児島市本名町2003番地１
債務者　奥平　昌彦
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４８号
鹿児島県鹿屋市吾平町下名2959番地２
債務者　三森　勝祐
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
徳島県徳島市南沖洲１丁目10番65―103号、旧住所徳島県徳島市南沖洲２丁目４番12号
債務者　上松　徳二
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号
徳島市佐古七番町２番27号
債務者　平松　　正
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７号
徳島市国府町日開175番地の12
債務者　大﨑　弘一
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８８号
徳島県板野郡北島町鯛浜字原113番地１　グランピア北島101号室
債務者　桑田　浩志
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９２号
徳島県吉野川市山川町古城208番地１　八坂第二団地３号
債務者　稲葉　　進
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９号
徳島県小松島市坂野町字島の内14番地
債務者　山本　清美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
佐賀県唐津市神田2205番地１
債務者　福本　慎一
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２６号
佐賀県唐津市宇木2293番地
債務者　楢田　清子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第５０号
岩手県釜石市小川町１丁目５番346号　小川アパート３号室、住民票上の住所岩手県釜石市大町２丁目５番20号
債務者　菊池海南子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５８号
盛岡市大館町18番31号　フローラリアＡ101号、旧住所盛岡市東松園四丁目13番１―314号
債務者　坂本　善幸（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第８１号
岩手県紫波郡矢巾町大字間野々第13地割56番地
債務者　菊池　直子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第９１号
盛岡市青山３丁目６番33号
債務者　金澤　裕記
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部